


67	鳥獣保護区を示す標識の寸法の基準		環境・衛生 義務付け・枠付けの見直し
団体名	福島県	人口	1,980,259 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島県では、豪雪地帯である地域の特性に対応するため、平成 24 年 10 月、「福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例」を改正。 ○ 鳥獣保護区を表示する独自の標識の基準である縦長の標識を導入することで、積雪による重みが軽減され、損傷防止に寄与。 		
背景・目的	福島県では、豪雪地帯にある鳥獣保護区の標識について、雪の少ない地域と比較した場合に、損傷を受けやすい状況にあった。		
内容	<p>従来、鳥獣保護区を示す制札の表示部の幅の寸法は 45cm 以上とされていたが、第2次一括法により改正された鳥獣保護法に基づき国の基準が「参酌すべき基準」とされた。</p> <p>これを受け、福島県では、平成 24 年 10 月、「福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例」を改正し、制札の表示部について幅を縮小して縦長の形で設置できるよう幅 20cm 以上とする基準を定めた(同年 11 月施行)。</p> <p>これは、過去に縦長の標識を作成した際、横長のものに比べて 2 倍以上の年数使用されていた経験も踏まえ、これまでの横長タイプの制札は一本足のため風雨による損傷を受けやすいことなどから、維持管理に係る経済性及び安全性を考慮し、鳥獣保護区、特別保護地区及び特定猟具使用禁止区域の制札については、新たに縦長タイプの制札も設置できることとしたものである。</p> <div style="text-align: center;"> <p>《従来の横長タイプのイメージ》 《新たに設置できる縦長タイプのイメージ》</p>  </div>		
効果	この基準に基づき設置された(設置予定のものを含む)縦長タイプの制札は 173 本あり、縦長の制札とすることで、雪が積もった際に制札にかかる重みが軽減され、損傷を防ぐことができる。		
担当課 関連サイト	福島県生活環境部自然保護課 http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035b/		

68	有害鳥獣駆除のための捕獲許可		環境・衛生 条例による事務処理特例制度
団体名	たかちよう 多可町(兵庫県)	人口	22,952人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニホンジカの駆除のための捕獲作業を迅速に行うため、平成24年4月、事務処理特例条例により、捕獲等の許可権限が町に移譲された。 ○ 駆除要望から捕獲許可までの日数が短縮され、現場作業の迅速化を実現。 		
背景・目的	<p>多可町は、周囲を中国山地の山々に囲まれており、酒造好適米「山田錦」発祥の地であるほか、町内の棚田が「日本の棚田百選」に選定されるなど、農業が盛んな地域である。ところが近年、特にニホンジカによる米の被害が相次いで発生しており、町民からの有害鳥獣の駆除要望は年間約40～50件に上る。</p> <p>多可町では、防護柵を設置し、集落ぐるみの対策を呼びかけているほか、県から有害鳥獣の捕獲許可を受けて駆除(現場での作業は県猟友会西脇多可支部に依頼)に取り組んでいる。しかし、繁忙期には同時多発的に駆除要望が出ることもあり、迅速な駆除が町の重要な課題となっている。</p>		
内容	<p>平成24年4月、事務処理特例条例により、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律によるニホンジカの捕獲等に係る許可権限が町に移譲された。これにより、ニホンジカの駆除について県に対する捕獲許可の申請が不要になり、駆除要望から捕獲許可までの日数はおおむね2～3日となった。</p>		
効果	<p>駆除要望から捕獲までの日数が短縮されたため、現場での作業が迅速化し、農作物の被害の軽減につながった。</p>		
担当課 関連サイト	<p>多可町産業振興課 http://www.takacho.jp/life_stage/sangyo/benri_kakuka_sangyou.html</p>		

69	森林環境税の導入と県民参加の森づくり		環境・衛生 法定外税、住民との協働
団体名	高知県	人口	755,994 人
事例のポイント	<p>○ 森林面積率が全国一高い高知県では、森林荒廃という環境問題に対する独自策として、平成 15 年 4 月、「森林環境税」を導入（全国初）。併せて、県民参加の森づくりを推進する取組も開始。</p> <p>○ 11 年間で延べ約 24 万人が森づくりに参加したほか、延べ約 1 万 5 千ヘクタールの間伐が行われ、森林機能の維持・向上に寄与。</p>		
背景・目的	<p>森林面積率が全国一高い高知県(84%)では、様々な分野での環境に対する県民の関心の高まりと、平成 12 年 4 月に施行された地方分権一括法によって地方の独自課税が可能となったことなどを契機として、森林の荒廃という県民生活に関わる環境の問題に対する地方独自の対策として、平成 15 年 4 月、全国初の「森林環境税」を導入した。</p>		
内容	<p>森林環境税の導入に当たっては、平成 13 年度から庁内のプロジェクトチームや県民の代表者で構成された委員会などを通じて議論を重ね、「税収自体を目的とするのではなく、広く薄い負担によって、森林の重要性を認識し県民みんなで森を守っていく」ことを主目的として、県民税の均等割の超過課税方式により、個人、法人とも一律に年額 500 円の負担とした。</p> <p>また、税の用途を明らかにする観点から、この税収を財源に積み立てられた基金の用途等に関しては、公開の場で審議する基金運営委員会を設置し、透明化を図るとともに、課税の実施及び用途等に関しては、5 年ごとに議会や県民の声を聞きながら見直しを行い、平成 25 年度からは第 3 期目に入っている。</p> <p>さらに、この新税の導入に併せ、平成 15 年から、毎年 11 月 11 日を「こうち山の日」として定め、県民参加の森づくりを推進する取組も進めている。</p> <p>【平成 25 年度の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①除間伐やシカ被害対策など森林環境保全事業:143 百万円 ②子どもたちへの森林環境教育:13 百万円 ③森林保全ボランティア活動の推進など県民活動の支援:22 百万円 ④県産材木製品による公共的施設の整備:43 百万円 		
効果	<p>平成 25 年度までの 11 年間で延べ約 24 万人の方が「県民参加の森づくり」に参加したほか、延べ約 1 万 5 千ヘクタールの間伐が実施されるなど、森林の持つ公益的機能の維持、向上が図られてきた。また、森林環境税の導入を契機に、同様の趣旨の課税が、平成 26 年 4 月現在、35 県で導入されるなど全国的な広がりを見せている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>高知県林業振興・環境部林業環境政策課 http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030101/kankyousei.html</p>		

70	水道技術管理者の資格基準		環境・衛生 義務付け・枠付けの見直し																			
団体名	仙台市(宮城県)	人口	1,038,522 人																			
事例のポイント	<p>○ 土木工学科の出身職員とそれ以外の工学系学科の出身職員が実務上区別なく業務を担っていることを踏まえ、水道技術管理者への登用における技術系職種間の経験年数の差を撤廃するため、平成 24 年 3 月、「仙台市水道事業給水条例」を改正し、水道技術管理者の実務経験年数基準を策定。</p> <p>○ 管理者有資格者の幅広い確保により、適切な人材登用を推進。</p>																					
背景・目的	<p>仙台市の水道施設は、昭和 30 年代以降の拡張事業期に土木分野の業務が集中した段階から、施設の維持管理を円滑に実施する段階を迎え、業務内容において職員の職種による実務上の差異は小さくなっている。</p>																					
内容	<p>仙台市の水道施設は、施設の維持管理を円滑に実施する段階を迎えており、業務においては土木系以外の技術職員も土木系と同等の能力をもって実務を担っている。</p> <p>その中で、国の基準では技術面の責任者である水道技術管理者の資格については、出身学科により実務経験年数に差があったが、第2次一括法により改正された水道法により、国の基準が「参酌すべき基準」とされた。</p> <p>これを受け、仙台市では、平成24年3月、「仙台市水道事業給水条例」を改正し、下表のとおり、従来の国の基準から1年短縮し、土木工学科履修者と同じ実務経験年数とした(同年4月施行)。</p> <p><実務経験年数の短縮の例></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学校及び専攻別の 実務経験年数 (外国の学校を含む)</th> <th colspan="2">工学(土木工学科以外)、 理学、農学、医学、薬学</th> <th>土木工学科</th> </tr> <tr> <th>国基準</th> <th>市基準</th> <th>国・市基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>4年</td> <td>3年</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>短期大学・高等専門学校</td> <td>6年</td> <td>5年</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>高等学校・中学校</td> <td>8年</td> <td>7年</td> <td>7年</td> </tr> </tbody> </table>			学校及び専攻別の 実務経験年数 (外国の学校を含む)	工学(土木工学科以外)、 理学、農学、医学、薬学		土木工学科	国基準	市基準	国・市基準	大学	4年	3年	3年	短期大学・高等専門学校	6年	5年	5年	高等学校・中学校	8年	7年	7年
学校及び専攻別の 実務経験年数 (外国の学校を含む)	工学(土木工学科以外)、 理学、農学、医学、薬学		土木工学科																			
	国基準	市基準	国・市基準																			
大学	4年	3年	3年																			
短期大学・高等専門学校	6年	5年	5年																			
高等学校・中学校	8年	7年	7年																			
効果	<p>国の基準を緩和することにより、多様な人材の中から水道技術管理者の選任が可能となり、より適切な人材登用が図られる。</p>																					
担当課 関連サイト	<p>仙台市水道局計画課 http://www.city.sendai.jp/soshiki/d/suido.html#10</p>																					

71	専用水道の布設工事の確認及び指導監督		環境・衛生 条例による事務処理特例制度
団体名	山梨県	人口	863,917 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上水道・簡易水道の実施主体である市町村が専用水道にも関与し、布設工事の確認等を迅速に行えるよう、平成 12 年 4 月以降、事務処理特例条例により、水道法上の専用水道に係る権限を市町村に順次移譲。 ○ 飲料水に係る水道資源について、市町村による統一的な管理を実現。 ○ 事務処理の迅速化により、申請者の利便性が向上。 		
背景・目的	<p>山梨県では、飲料水に関する 3 種類の水道(上水道、簡易水道、専用水道)のうち、上水道及び簡易水道については、主に市町村が事業主体となっている。一方、従来、民間が事業主体となる専用水道(※)に係る指導監督については県が行っていたため、同じ市町村内の水道であるにもかかわらず、専用水道については市町村が関与する機会がなかった。</p> <p>また、水道は住民の日々の暮らしに与える影響が大きく、事務処理の迅速化が要望されていた。</p> <p>※ 専用水道…集合住宅、学校、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、100 人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの等</p>		
内容	<p>平成 12 年 4 月以降、事務処理特例条例により、県との協議が整った市町村に対し、水道法上の専用水道に係る権限を順次移譲している。</p> <p>これにより、移譲された市町村では、飲料水に関する 3 種類の水道全てに関与することが可能となった。</p> <p>なお、市については、第 2 次一括法による水道法の改正により、平成 25 年 4 月に専用水道に係る権限が移譲されたため、事務処理特例条例による平成 26 年 4 月現在の移譲先は県内 2 町 3 村となっている。</p>		
効果	<p>専用水道に係る権限移譲を通じて、上水道及び簡易水道と併せた飲料水の統一的な管理が可能となった。これにより、市町村が各地域の水道水源を把握し、水資源の利用に関する環境政策に反映させていくことが可能になっている。</p> <p>また、窓口が身近になり、事務処理日数が短縮(3~4 日程度)されたことで、申請者の利便性が高まった。</p>		
担当課 関連サイト	山梨県福祉保健部衛生業務課 http://www.pref.yamanashi.jp/eisei-ykm/#suido		

72	浄化槽設置の届出受理		環境・衛生 条例による事務処理特例制度
団体名	鳥取県	人口	588,508人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が浄化槽の設置者に対するきめ細かい指導監督を行うことができるよう、平成22年4月以降、事務処理特例条例により、浄化槽の設置の届出等に係る事務を移譲。 ○ 公共下水道を設置管理する市町村が浄化槽との一体的管理・監督を行い、適切な指導監督を実現。 ○ 下水道と浄化槽の手続窓口が市町村に一本化され、住民の負担が軽減。 		
背景・目的	<p>鳥取県では、約30,000基の浄化槽が設置されており、その大半が個人住宅用のものである。従来は、新たに浄化槽を設置したり、下水道への接続により浄化槽を廃止したりする場合、県に届出が必要であったが、届出がされていない浄化槽もあり、指導監督を行う上で支障が生じていた。</p>		
内容	<p>平成22年4月以降、事務処理特例条例により、県との協議が整った市町村に対し、浄化槽法に基づく浄化槽の設置の届出等に係る事務を順次移譲している。</p> <p>公共下水道事業は各市町村が実施しているため、移譲された市町村では、一連の生活排水処理施設である下水道及び浄化槽について、例えば下水道の接続時に浄化槽の廃止届を提出するよう市の下水道部局がその場で指導するなど、一体的な管理・監督ができるようになっている。</p>		
効果	<p>下水道と浄化槽の手続に係る窓口が市町村に一本化され、県に対して手続を行う必要がなくなったことで、住民の負担が軽減した。</p> <p>また、届出が確実に行われるようになったことで、より正確な浄化槽台帳の整備が可能となり、実態に応じた適切な指導監督ができるようになった。</p>		
担当課 関連サイト	<p>鳥取県生活環境部水・大気環境課 http://www.pref.tottori.lg.jp/joukasou/</p>		

73	調理師・製菓衛生師免許の申請受理	環境・衛生 条例による事務処理特例制度
団体名	那覇市(沖縄県)	人口 320,889人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 25 年4月の中核市移行に伴い、飲食店等の営業許可は市が行うこととなった。 ○ 飲食店等の営業許可と調理師・製菓衛生師の免許に係る手続の窓口が別々にならないよう、平成 25 年4月、事務処理特例条例により、調理師等の免許に係る窓口事務が市に移譲された。 ○ 飲食店等の営業許可と調理師等の免許に係る手続の窓口が市に一本化され、申請者の負担が軽減。 	
背景・目的	<p>那覇市では、ホテル等の観光業を中心に、県全体のおよそ7割となる年間約 2,300～2,400 件の飲食店等の営業許可申請がある。また、調理師等の免許の取得が資格要件となっている食品衛生責任者の設置が飲食店等に義務付けられているため、飲食店等の営業許可に併せて調理師等の免許に係る申請等が行われることも多い。</p> <p>平成 25 年4月の中核市移行に伴い、飲食店等の営業許可については市が行うこととなったが、調理師・製菓衛生師の免許に係る事務は県が行うため、このままでは調理師等の免許に係る申請のみ、市外にある県保健所まで出向いて手続を行わなければならない状況であった。</p>	
内容	<p>平成 25 年4月、事務処理特例条例により、調理師法施行令及び製菓衛生師法施行令に基づく免許の申請の受理等の事務についても併せて市に移譲された。これにより、食品衛生法に基づく飲食店等の営業許可と調理師・製菓衛生師の免許に係る手続は、どちらも市の窓口で行うことができるようになった。</p>	
効果	<p>飲食店等の営業許可と調理師・製菓衛生師の免許の申請の受理の窓口が市に統合されたことで、申請者が市外にある県保健所まで出向く必要がなくなり、負担が軽減した。</p>	
担当課 関連サイト	<p>那覇市保健所生活衛生課 http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/nahahokenjyo/seikatueisei/0001.html</p>	